

農薬使用基準の考え方（案）

1 農薬使用者の責務

農薬使用者は以下の各号の基準を遵守するよう努めなければならないこととする。

- (1) 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- (2) 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- (3) 農作物等の汚染が生じ、その農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (4) 農地等の土壌汚染が生じその汚染により汚染された農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (5) 水産動植物の被害が発生し、その被害が著しいものとならないようにすること。
- (6) 公共用水域の水質汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(理由)

農薬取締法第3条第1項第2号から第7号に該当する農薬の登録が保留されることとなっていることとの整合を確保する必要があるため。

2 使用基準の考え方

食用作物及び飼料作物に農薬を使用しようとする場合

農薬登録時に定められた、

適用作物

単位面積当たりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度

使用時期

使用総回数

について、遵守を義務とし、これに違反する場合は、法第17条第1号の罰則を科す。

この確認に当たっては、法第13条第1項に基づく都道府県又は国による立入検査によるほか、3の(2)の工による記帳について、指導機関(県、農協等)が定期的にチェックを行うこととする。

また、食用作物への適用がない農薬を食用作物に使用してはならない。

3 その他の使用基準の考え方

(1) 罰則を科す基準

ア 倉庫、コンテナ、船倉、天幕その他密閉された施設において農薬をくん蒸に使用する者（自ら栽培する農作物等に農薬を使用する者を除く）は、農薬の使用方法及び使用する農薬の種類について、農林水産大臣の承認を受ける（変更の場合も同様）ことについて遵守を義務とする。

（理由）

上記の施設で農薬を使用する者は、従来の防除業者であり、これまで国への届出を課し、監督を行ってきたが、これらの使用者は農薬を大量に使用する可能性があることから、国が承認を行うこととする。

イ 航空機を利用して農薬を使用する者について、以下の基準の遵守を義務とする。

（ア）農薬の使用方法及び使用する農薬の種類について、あらかじめ農林水産大臣の承認を受ける（変更の場合も同様）こと。

（イ）航空防除を依頼する者（委託者）は、航空機を利用した農薬の使用をあらかじめ広報、掲示等により公表しなければならない。

（ウ）委託者は、農薬の使用を委託した区域（以下「対象区域」という。）の境界、住宅地等、河川、湖沼、浄水場及び障害物の位置を明示した地図を作成しなければならない。

（理由）

航空機を利用して農薬を使用する者は、従来の防除業者であり、これまで国への届出を課し、監督を行ってきたが、航空機を利用した農薬散布は一時に広範囲に農薬が散布されることから、国が承認を行うこととする。

ウ ゴルフ場において農薬を使用する者は、農薬の使用方法及び使用する農薬の種類について、あらかじめ農林水産大臣の承認（変更の場合も同様）を受けることについて遵守を義務とする。

（理由）

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁が過去に社会問題となり、農薬の適正使用の確保が重要であることから、国が承認を行うこととする。

(2) 遵守の努力を要請する基準

ア 容器に表示された最終有効年月を超えて農薬を使用しないよう努める。

（理由）

安全性が確認された状態の農薬使用を確保する観点から最終有効年月までに使用することが望ましいため。

イ 航空機を利用して農薬を使用する者及び委託者は、対象区域において風

速及び風向を観測し、対象区域外への農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じることを遵守することに努めるよう求める。

(理由)

航空機を利用して農薬を使用する場合、風が強い場合、適正な使用ができなくなるため、風速及び風向を観測することを求めるとともに、農薬の使用区域の外に農薬が飛散することを防止するために、必要な措置をとるよう努めることを求めることとする。

ウ 住宅地等において農薬を使用するに当たって農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じるよう努める。

(理由)

住宅地においては、農薬の使用によって周辺住民が被害を受けることを防止する必要があるため。

エ 農薬の使用者は以下の事項を帳簿に記載することに努めるよう求める。

(ア) 使用した年月日

(イ) 使用した場所

(ウ) 使用した農作物名

(エ) 使用した農薬の種類又は名称

(オ) 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

オ 止水を要する農薬を水田で使用する者について、当該農薬の流出を防止するための必要な止水措置を講じることに努めるよう求める。

(理由)

水田使用農薬であって環境基準が定められているもの及び環境大臣が定める水質汚濁に係る登録保留基準値が設定(止水期間が考慮されているもの)されているものについては、それらの基準を担保するため、公共用水域へ農薬が流出し、水質の汚濁が原因となって人畜への被害が生じないように、一定期間止水することに努めるよう求めることとする。

カ 被覆を要する農薬を使用する者について、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するための必要な措置を講じることに努めるよう求める。

(理由)

クロルピクリン等の土壌消毒においては、近年使用後の被覆が十分でないことが原因となる事故が起きていることから、この事故を防止するため、一定期間土壌を被覆する措置をとるよう努めることを求めることとする。

4 個々の農薬毎に使用基準を定めるに当たっての経過措置の設定について

- (1) マイナー作物については、適用作物のグル - プ化措置を講じたとしても、過半以上の作物については、登録農薬に適用がない(少ない)ため、病害虫が発生した場合、防除手段が無く農業生産の安定に著しい支障を来し、改正法施行(平成15年3月10日)後に、直ちに、1の違反行為として処罰の対象となるおそれがある。
- (2) このため、当面の経過措置として、以下の安全性を確保する措置を講じつつ、一定期間、1の適用を猶予する措置を講ずることとしたい。

< 安全を確保する措置 >

都道府県知事が、農林水産大臣に対し、経過措置(農薬とその適用作物)を申請し、農林水産大臣の承認を受ける。

承認に当たり、その農薬を使用できなければ農業生産の安定に著しく支障を来す場合であり、かつ、以下の条件の場合に安全性の観点から踏まえつつ使用を認める。

- ア 別紙の区分に基づき、申請作物が属する区分に含まれる他の作物で既に使用が認められている農薬であること(登録保留基準があること)。
- イ 使用が認められている作物の使用時期、使用濃度の範囲内であること。

その農薬が使用された農作物について、必要に応じて農薬の残留度合い等进行检查し、都道府県知事は、この確認を行うとともに、出荷先も把握しておく。

万が一、人畜等への危険性が判明した場合は、農林水産大臣及び都道府県知事は農産物の出荷停止、回収等の必要な流通規制措置を実施すること。

なお、この経過措置の期間内に、都道府県等は、登録適用拡大に必要な残留データ等の作成の協力を努めることとし、経過措置期間後は、1の原則に沿った実施を行うこととする。

経過措置

承認を受けた者が遵守すべき基準

農林水産大臣による承認

(別表)

あぶらな科野菜	A農薬の登録状況		
だいこんの葉	4回	500 ~ 1000倍	14日前まで
かぶ類の葉			
クレソン			
はくさい			
キャベツ			
芽キャベツ			
ケール			
こまつな	3回	1000 ~ 2000倍	7日前まで
きょうな			
カリフラワー			
ブロッコリー			
その他のアブラナ科野菜			

都道府県
知事による承認申請

承認を受けた者が遵守すべき基準				
農作物類	使用時期	使用量又は希釈倍数	総使用回数	基準値
「あぶらな科野菜」	14日前まで	1000倍以上	3回	1

登録保留基準

第二葉菜	1
クレソン	チンゲン菜
芽キャベツ	パセリ
カリフラワー	ミツバ
ブロッコリー	レタス
カラシナ	アスパラガス
きょうな	ねぎ
たかな	わけぎ
のざわな	ほうれんそう
小松菜	ダイコンの葉
春菊	かぶの葉
セロリ	その他の葉菜

「のざわな」の使用方法は、
収穫14日前まで
希釈倍率 1000倍以上
使用回数 3回以内